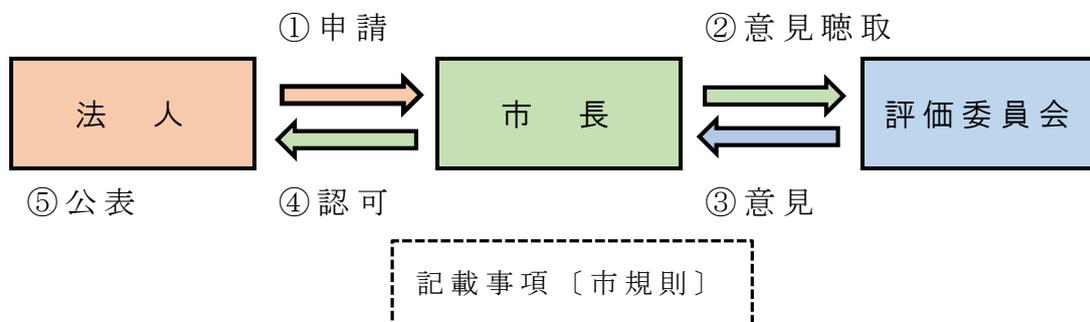


公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務方法書の概要

1 業務方法書とは

- 法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類
- 法人は業務開始の際、業務方法書を作成し、市長の認可を受けなければならない。
- 市長は認可をするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

《手続の流れ》



2 業務方法書に関する規定

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（業務方法書）

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(2) 山陽小野田市公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成28年山陽小野田市規則第〇号）

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項の業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託の基準
- (2) 契約の方法
- (3) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(3) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款（平成27年7月議会 議決）

（業務の範囲）

第26条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 大学の学生に対し、質の高い修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 大学外の個人又は団体から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施、その他大学外の個人又は団体との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設、その他大学外の個人又は団体に対し学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究成果の普及及び活用を推進し、地域社会の発展に寄与すること。
- (6) その他、前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（業務方法書）

第27条 法人の業務の執行に関する必要な事項は、この定款に定めるもののほか、法第22条第1項に定める業務方法書に定めるところによる。